社会福祉法人 西宮社会福祉協議会

(平成21年11月10日付報告監第15号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 28 頁

- 2 市社協の事業実施状況
- (3)地域福祉の推進

今後とも、市社協が地域福祉を推進する中核的な組織であるという立場から、西宮市における社会福祉に関する活動の活性化を図り、地域福祉の推進に努めてください。

(講じた措置)

市社協が地域福祉を推進する中核的組織としての役割を発揮できるよう、その使命を再確認するとともに、西宮市地域福祉計画と市社協第7次地域福祉推進計画を推進していくため連携・協働し、効果的な事業展開を図りながら地域福祉の推進に努めます。

(指摘及び改善要望)

監查報告書 31 頁

- 2 市社協の事業実施状況
- (5)会員会費制度

都市化や核家族化により、地域住民相互の社会的なつながりが希薄になっていますが、地域福祉を地域の住民が支えるためにも、会員会費制度の普及が必要と思われます。

外部監査法人による西宮市外郭団体調査報告書(外郭団体の経営評価と今後のあり方の検討業務・18年9月30日)においても、地域福祉の担い手としての組織存続のため、安定的な財政基盤の構築(自主財源の確保)が喫緊の課題として挙げられ、安定的な財政基盤の構築のためには、会員会費制度の普及を図る必要がある、との提言を受けています。

今後とも、共生社会実現及び自主財源の確保のため、会員会費制度の一層の推進に努めてください。

(講じた措置)

自主財源の確保に向けて会員会費制度の一層の推進を図るために、今以上に、要援護者の支援活動や地域の支えあい活動の重要性を啓発するとともに、その活動に会費財源が活用されていることなど、社協の活動やその役割が地域住民に十分理解を得られるよう指導してまいります。

- 2 市社協の事業実施状況
- (6)地域福祉活動基金の状況

市社協では、西宮市地域福祉計画において、市社協が策定した地域福祉推進計画と緊密に連携し、地域福祉の推進を図ることが明記され、地域福祉活動の重要性が認知されており、市社協が西宮市の地域福祉推進の中核的組織としての役割を、今後も着実に果たしていくためには、安定的な財源確保が必要であるとし、今後も、西宮市の地域福祉を継続的に推進していく視点に立って、地域福祉活動における行政と社会福祉協議会の役割分担の検証を行うとともに、財源のあり方や地域福祉活動を行える仕組みの構築について市と協議し、合意を図っていく、としています。

今後、市社協が、地域福祉の担い手として自律した組織となるために、これらの点について早急に合意を図るよう努めてください。

(講じた措置)

市社協が地域福祉推進の中核的組織としての役割を果たしていくために、自主財源の確保、基金の有効活用を図り、効率的な事業運営に努めるよう、指導、助言してまいります。今後も社会福祉サービスへの多様な要望に応えるため、市と社協の連携や役割分担について協議してまいります。

(指摘及び改善要望)

監查報告書 32 頁

- 2 市社協の事業実施状況
- (6)地域福祉活動基金の状況

今後とも、全ての資金について、ペイオフに留意するとともに、市社協資金運用要綱(14年4月施行)に基づき適切に運用してください。

(講じた措置)

市社協の基金・積立金等の全ての資金については、今後ともペイオフに留意するとともに、市社協資金運用要綱に基づき資産の安全かつ適切な運用に努めるよう指導してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 37 頁

- 4 地域福祉活動補助金
- (4)地域福祉活動事業の実施状況
 - ア 地域福祉活動への補助

市社協は、地域福祉活動補助事業において、補助基準や精算方法等について、他の補助制度と併せて見直しの検討を加える必要がある、としています。また、活動者の固定化・高齢化の問題が、組織運営上の大きな課題となっている、としています。

補助制度の見直しにあたっては、支部・分区からの意見と調整を図るなど、実効性のある補助制度となるよう、検討を行ってください。

(講じた措置)

市社協第7次地域福祉推進計画策定委員会で協議を行った結果、平成22年度に (仮称)地域福祉推進基盤検討委員会を設置し、補助制度の見直し、人材育成等に ついて具体的方策を明らかにすることとしています。地域福祉活動補助金制度が、 支部・分区からの意見を反映した実効性のある補助制度となるよう指導してまいり ます。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 44 頁

6 かぶとやま荘エレベーター改修事業補助金

(2)補助金の申請

市社協所有の西波止会館は昭和 60 年、かぶとやま荘は昭和 54 年、総合福祉センター別館及び青葉園は昭和 59 年の建築で、補修等が必要となることが予測されます。

今後、施設の環境維持のため、早急にアセットマネジメントの考えを取入れた中・長期の修繕計画を策定するなど、計画的な修繕に努めてください。

(講じた措置)

西波止会館、かぶとやま荘、総合福祉センター別館及び青葉園は、市の中長期修繕計画の対象となっており、毎年、施設保全グループにより現場検査が行われています。今後とも、市民の方々に安全で気持ちよく利用していただけるよう、中長期修繕計画により施設の環境維持を図るよう指導してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 46 頁

7 市社協の補助金に係る事務処理

地域福祉活動補助金及び、かぶとやま荘運営補助金は、平成 20 年 3 月 25 日 に交付申請が行われていますが、評議員会による議決を経ていない段階での事業計画・収支予算となっています。

また、21年5月20日に提出された補助事業等実績報告書についても、評議員会の認定を受けていない段階での事業報告・収支決算となっています。

地域福祉活動補助金については、交付要綱の別表で、人件費だけではなく、 ボランティア講座等の開催、市社協ボランティアセンターの運営に必要な事務 事業費についても、補助事業の対象となる経費と規定されています。交付申請 書に添付された収支予算書、及び実績報告書に添付された収支決算書では、そ の事務事業費の額及び事務事業費への補助金の充当額が明らかではありませ ん。

今後とも、交付要綱及び補助金取扱規則に従い、適正な事務処理を行ってください。

(講じた措置)

事業計画・収支予算及び事業報告・収支決算については、従前より市所管課の事務手続きの関係から、評議員会開催前に関係書類を受理しております。平成 21 年度からは、理事会・評議員会の議決を要すること及び議決を得たのち再度、議決内容

について報告することを明記し、補助金等交付申請書の提出を行うとともに、評議 員会終了後に予算議決の報告を行うように指導いたしました。

地域福祉活動補助金については従前からの添付書類に加え、財源充当額等を記した書類を作成するよう指導いたしました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 47 頁

- 9 所管課の事務
- (1)補助要綱等の整備

今後、補助金額の積算根拠、交付方法、交付時期などについて明確に規定 するなど、交付要綱の見直しを行ってください。

(講じた措置)

交付要綱第5条における補助金の交付額に関する規定については、平成22年4月1日付で「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を別表に定める基準額とする。ただし、予算の範囲内とする。」と改正いたしました。交付方法や交付時期については、交付要綱第6条にあるとおり補助金取扱規則を準用することで対応できていると考えます。

(指摘及び改善要望)

監查報告書 47 頁

- 9 所管課の事務
- (2)交付申請の審査等

市社協からの、地域福祉活動補助金及びかぶとやま荘運営補助金の交付申請は、事業計画書、収支予算書、補助金所要額調書を添付して、20年3月25日に申請が行われていますが、事業計画及び収支予算は、市社協における評議員会の議決を経ていない段階での申請であり、これを受理することは不適当です。

交付要綱第5条では、「補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、予算の範囲内とする。」としていますが、補助金交付決定の決裁には、補助金の交付額として、それぞれの額をどのように比較して選定したのか、その経過が記載されていません。

今後、補助金交付申請を受理するにあたっては、書面審査を厳正に行うとともに、交付決定の決裁に、補助金交付額の選定方法について記述することにより、交付額決定の経過を明確にしてください。

(講じた措置)

交付申請の審査等の措置につきましては、議決を経ていない段階で申請書類を受理していますが、速やかに市社協の評議員会に提案し、議決を受けた事を報告するように指導いたしました。また、補助金交付申請を受理する場合は、書面審査を厳正に行い、交付額決定の経過を明確にするよう努めます。

- 9 所管課の事務
- (2)交付申請の審査等

かぶとやま荘エレベーター改修事業は、施工業者との契約書において、支払条件が竣工払となっていることからも、補助金取扱規則第 16 条ただし書きを適用した事業完了前の支払を行う必要はなく、事業完了後の支払とすべきです。

今後、補助金取扱規則第 16 条ただし書きの適用にあたっては、その理由を明確にするとともに、厳正な審査を行ってください。

(講じた措置)

今後は、補助金取扱規則第 16 条ただし書きの適用については、適用理由を明確にし、厳正な審査を行います。

(指摘及び改善要望)

監查報告書 49 頁

- 9 所管課の事務
- (3)補助金の精算等

補助事業等実績報告書には、交付要綱第4条に規定する事業報告書、収支 決算書、補助金精算額調書が添付されていますが、市社協の評議員会による 決算認定を受ける前の事業報告・収支決算となっています。

地域福祉活動補助金については、人件費だけではなく、交付要綱別表で、 ボランティア講座等の開催 市社協ボランティアセンターの運営 に必 要な事務事業費についても補助事業の対象となる経費と規定されています。

実績報告書に添付された収支決算書は、その事務事業費の額及び事務事業費への補助金の充当額が明らかではなく、人件費決算額から県社会福祉協議会補助を差引いた額が、補助金の額として記載されています。

また、補助金等確定通知の決裁には、補助金取扱規則第 15 条の規定による、 実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の内 容が、補助金等の交付の決定及び、これに付した条件に適合するかどうかを、 どのように審査したのか記載がありません。

今後とも、適確な実績報告書及び添付資料の提出を求めるとともに、補助金交付額確定の決裁に、審査等の状況を記述するなど、補助金取扱規則に従い、厳正な事務処理を行ってください。

(講じた措置)

実績報告書の審査等の措置につきましては、議決を経ていない段階で報告書を受理していますが、速やかに市社協の評議員会に提案し、議決を受けた事を報告するように指導いたしました。

また、地域福祉活動補助金については、従前からの添付書類とは別に財源種類・ 財源充当額を記した書類を添付するよう改めました。実績報告書及び添付資料を受 理する場合は、書面審査を厳正に行い、審査等の状況を記述するよう改善いたしま した。

9 所管課の事務

(4)市社協に対する関与・指導等

外部監査法人による、西宮市外郭団体調査報告書(外郭団体の経営評価と今後のあり方の検討業務・18年9月30日)における提言では、社会福祉協議会は、総合的に判断すると、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設置が求められている団体であるため存続すべきであるとし、組織のガバナンス強化、主体性確保の観点から、市との意思疎通、情報交換は十分に確保しつつも、市の関与(職員派遣、補助金等)は縮小すべきであり、市の関与の縮小は、財務面での自立を促し、他の民間事業者との公平性を保つ観点からも必要である、とされています。

今後とも、市社協が自律した事業運営が行われる組織となるよう、市社協 独自での正規職員の採用、専門性を有する人材育成の推進など、組織の強化 を図るために、市の関与のあり方について検討を行ってください。

(講じた措置)

市社協が完全に自立した組織となることは、市社協の運営目的や事業内容から考えて困難ではありますが、人材育成や職員の確保等、可能な限り組織が自立し事業運営が円滑に行えるよう市の関与のあり方について協議してまいります。

(指摘及び改善要望)

監查報告書 51 頁

- 9 所管課の事務
- (5)西宮市地域福祉計画

今後とも、市と、地域福祉活動を推進する中核的な団体である市社協が連携 し、地域福祉推進及び地域福祉活動の活性化に努めてください。

(講じた措置)

西宮市地域福祉計画については、学識経験者・関係団体推薦委員・公募委員で構成される策定委員会を設置し、地域福祉を取り巻く現状を踏まえ、いつまでも安心して暮らすことができる地域福祉を進めるために検討を行い、平成22年3月に改定いたしました。今後は計画に基づき、市社協と連携・協働しながら、地域福祉推進及び地域福祉活動の活性化に努めてまいります。